

【“解雇基準”は人権侵害】

解雇に向かって会社が示した「高年齢(機長 55 歳以上、副操縦士 48 歳以上)」、「病気履歴」という解雇基準は世界人権宣言を頂点とする世界的な労働に関する基準を逸脱している、と ILO を始めとする国際機関から非難されました。日本においても日本国憲法に定められている基本的人権・生存権・勤労権にも抵触する内容である、として国会でも大きな論議になりました。

安全運航の要である高年齢の経験を積んだ乗員を解雇しようとする会社姿勢に対して IFALPA 総会では“ベテラン乗員の解雇は航空会社にとって自殺行為だ”という意見が出され、また、「病気履歴での解雇」は航空法で安全を担保するために定められている身体検査制度を根本から否定するものだとして、IFALPA を中心とした世界中の乗員から抗議の声が上がりました。